軽度者に係る福祉用具貸与の確認申請書　兼　確認通知書　申請フロー

＜確認手順＞

1 要支援認定を受けている　又は
要介護１の認定を受けている　　◎自動排泄処理装置については左の「**要介護1**」を「**要介護1～3**」と読み替えてください

→ No：認定なし・・・サービス利用なし
要介護２以上・・・確認申請不要
◎自動排泄処理装置は「**要介護4**」以上

↓ Yes

2 アセスメントの結果、福祉用具のレンタルが必要

→ No：サービス利用なし

↓ Yes

3 基本調査（※1）結果において、老企第36号第2の9（2）の①のアの表（※2）に該当する

（直近の基本調査結果を用いて、用具の要否を判断）

→ Yes：軽度者に係る確認申請は不要
（確認に用いた文書等は
サービス記録と併せて保存）

↓ No

4 レンタル品が

○　右記以外の福祉用具	☆　車いす及び付属品 ☆　移動用リフト（段差解消に係るもの）

確認申請書　兼 確認通知書　裏面にいう
確認申請が不要なケース
にあたります

☆ ↓

基本調査表にない、
アの（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
オの（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者
について、
サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより用具貸与の必要性が判断できる

→ Yes：軽度者に係る確認申請は不要
（確認に用いた文書等は
サービス記録と併せて保存）

○ ↓　No ↓

5 医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより
福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、下記のいずれかの方法により市に確認することでその要否を判断
A 主治医意見書　B **医師の診断書**　C **医師から所見を聴取し、その内容を記載した居宅サービス計画**

→ No：用具貸与は認められません
（保険給付は認められません）
必要性の根拠を確認できない

↓ Yes　A～Cまでのいずれかの書面によって用具の必要性が確認ができる

軽度者に係る福祉用具貸与の確認申請書　兼　確認通知書　を市に提出
↓
確認申請書　兼　確認通知書　の控えの受領

（※1）基本調査：要介護認定における認定調査（基本調査）をいいます。
（※2）老企第36号第2の9（2）の①のアの表：詳細は別紙のとおりです。